

令和8年度岡山県賃貸型応急住宅訓練実施等業務に係る  
企画提案公募実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり企画提案を募集する。

令和8年6月22日

岡山県知事 伊原木 隆太

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

令和8年度岡山県賃貸型応急住宅訓練実施等業務

### (2) 業務目的

賃貸型応急住宅の供給に関する訓練を通じて、災害発生時に対処すべき事項や役割分担について、関係機関（県、市町村、協定団体等の関係者をいう。）同士の強固な連結を推進し、災害時の賃貸型応急住宅の供給体制を強化することを目的とする。

### (3) 業務内容

災害救助法に基づく賃貸型応急住宅の供与に関する業務について、本県が備える各々のマニュアルや実施要綱等（以下、「既存マニュアル」という。）を使用した訓練を実施する。訓練を通じて業務上の課題を抽出し、既存マニュアルの改訂及び不動産店向けマニュアルの作成を行う。各業務において必要な事項は「令和8年度岡山県賃貸型応急住宅訓練実施等業務委託仕様書」によるものとする。

### (4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

### (5) 委託予定上限額

5,243,782円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 2 企画提案に参加できる者の資格

企画提案に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下、「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (3) 入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「9：その他」、小分類が「4：研修業務」であり、格付け区分がAであること。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく、指名除外を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生計画、又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者はこの限りでない。
- (8) 仕様書の内容を十分に理解した上で、本プロポーザルに参加できること。また、契約の締結日にかかわらず平成28年4月1日以降公示日までの間に、国、都道府県または市区町村の防災等に関する業務（地域防災計画等の策定、防災等に関する研修・訓練、検証・調査等）を受託し、履行した実績\*があること。

\*本店、支店又は営業所等のいずれかの実績で足りるものとする。

### 3 業務契約に関する事務を担当する課の名称及び契約条項を示す場所

岡山県土木部都市局住宅課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電話（086）226-7527 / FAX（086）234-9346

メールアドレス：jutaku@pref.okayama.lg.jp

### 4 企画提案参加手続等

- (1) 仕様書等の配布期間及び場所

ア 配布期間

令和8年6月22日（月）から令和8年7月3日（金）までの閉庁日を除く午前9時から午後5時まで。

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。

なお、岡山県ホームページからダウンロードできる。

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/71/>

- (2) 仕様書等に対する質問の受付

- ア 受付期間  
令和8年6月22日（月）から令和8年7月1日（水）午後5時まで
- イ 質問方法  
仕様書等に対する質問・回答書（様式第4号）によりメール又はFAXにて送信すること。なお、送信後には、電話にて着信を確認すること。
- ウ 宛先  
岡山県土木部都市局住宅課  
メールアドレス：jutaku@pref.okayama.lg.jp  
FAX：（086）234-9346
- エ 回答方法  
質問に対する回答は、随時、岡山県ホームページに掲載する。ただし、本企画提案に直接関係のないものや不適切と認められる質問に対しては、回答を行わない場合がある。
- オ その他  
企画提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 企画提案参加資格確認申請書（様式第1号）の提出方法

- ア 提出書類 企画提案参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 提出期限 令和8年7月3日（金）午後5時必着
- ウ 提出場所 上記3の場所に同じ
- エ 提出方法 持参又は郵送若しくは信書便による送付（郵便又は信書便による送付の場合は、書留郵便その他の送付物が相手方に到着したこと及びその時間が確認することができる方法に限る。）

(4) 参加資格要件の審査及び通知等

- ア 結果の通知  
企画提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してのみ、令和8年7月8日（水）までにその旨を通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。
- イ 不適合の理由の説明要求  
企画提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、通知を受け取った日から起算して7日以内に、上記3の宛先にFAXする方法により、説明を求める書面を提出することができる。

## 5 企画提案書等の作成と提出

(1) 提出期限

令和8年7月10日（金）午後5時必着

(2) 提出場所

上記3の場所に同じ

(3) 提出書類

- ア 企画提案書（様式任意、A4サイズ）  
次の事項を記載すること。
- ・業務全体に対する貴社の基本的な考え方、取組方針
  - ・的確かつ効果的な訓練実施の企画案

- ・課題の整理と実効性のある課題提案に向けた考え方や方法
  - ・業務の実施スケジュール
  - ・貴社のPRできる事項
- イ 業務実施体制調書（様式第2号）  
本委託業務の実施体制について記載すること。
- ウ 類似業務実績調書（様式第3号）  
平成28年4月1日以降公示日までの間に、国、都道府県または市区町村から受託し、履行した業務実績を記載すること。ただし、記載する業務は防災等に関する業務に限り、受託した業務の中から最大5件までとする。  
あわせて、業務実績が確認できる契約書等（業務内容の仕様書等含む）の写しを添付すること。
- エ 見積書及び積算内訳書（様式自由）  
宛名は「岡山県知事 伊原木 隆太」とすること。
- (4) 提出部数  
各7部（見積書及び積算内訳書については1部でよい。）
- (5) 提出方法  
持参又は郵送若しくは信書便による送付（郵便又は信書便による送付の場合は、書留郵便その他の送付物が相手方に到着したこと及びその時間が確認することができる方法に限る。）

## 6 企画提案の審査と受託候補者の選定方法

受託候補者の選定にあたっては、別途設置する選定委員会において、令和8年度岡山県賃貸型応急住宅訓練実施等業務委託事業者選定基準に基づきプレゼンテーション審査を行う。ただし、企画提案書等を提出した者が多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち書類審査を実施し、プレゼンテーションに参加できる者を3者程度に絞り込むこととする。書類審査を実施した場合、プレゼンテーションへの参加の可否については、プレゼンテーション実施日の1日前までに企画提案書を提出した者に連絡する。ここでプレゼンテーションに参加できないとされた者は、本業務を受託することはできない。

- (1) プレゼンテーション審査日時  
令和8年7月16日（木）※時間及び場所は、プレゼンテーション参加者に別途通知する。
- (2) 審査方法  
企画提案書等及びプレゼンテーション（説明20分、質疑10分）により、審査を行う。
- (3) 選定  
(2)の審査の結果、第1順位者を受託候補者として選定する。
- (4) 結果通知  
審査後、企画提案者全員へ速やかにメールにより審査結果を通知する。
- (5) その他  
第1順位者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

## 7 その他

- (1) 6で選定された者と随意契約による委託契約の締結手続きを行う。なお、契約締結は令和8年8月上旬の見込みである。
- (2) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条、第154条及び第155条の規程による。
- (3) 業務委託契約書の作成を要する。
- (4) 契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなす。
- (5) 応募及びプレゼンテーション等に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (6) 提出された書類は返却しない。
- (7) 企画提案参加資格確認申請書、企画提案書、業務実施体制調書及び類似業務実績調書（以下「企画提案書等」という。）は、企画提案書の選定以外に無断で使用しないものとする。
- (8) 企画提案参加資格確認申請書又は企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案参加資格確認申請書及び企画提案書等を無効とする。
- (9) 提出期限以降における企画提案参加資格確認申請書及び企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- (10) 企画提案書等に記載された内容について、本業務をより効果的かつ効率的に実施するため必要と認められる場合は、岡山県は、受託者と協議の上、契約段階において内容の追加、変更又は削除を行うことがある。